

# 選挙人名簿登載申請について

## ～沖縄海区漁業調整委員会委員～

毎年、申請に基づいて「沖縄海区漁業調整委員会委員」の選挙人名簿が作成されます。(漁業法第89条)

名簿へ登載漏れになりますと、たとえ選挙権があっても投票することができません。次のどれか一つに該当する方は、必ず定められた期間内に申請してください。

- (1) 海区に沿う市町村内(西原町内)に住所又は事業場を有するものであって1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの(法人含む)。
- (2) 知事の権限によって(1)の該当者の範囲を拡張せられたもの。
- (3) 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であってその委員又は役員に就任後(1)、(2)に該当しなくなったため選挙権を失ったもの(この場合に該当するものは委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る)。

申請の現在日：平成29年9月1日

申請期間：平成29年9月1日から9月5日まで

申請書の配布：西原町選挙管理委員会



【申込先・お問い合わせ】 西原町選挙管理委員会 ☎ 945-5011



## 平成28年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

### I 情報公開制度の運用状況

- (1) 公開請求件数は12件で、処理状況内訳は表1のとおりです。
- (2) 分野別の公開請求件数は、財務・税務・財産関係3件、公害・自然関係1件、保健・衛生・医療関係1件、社会福祉関係2件、議会・選挙関係1件、行政一般関係4件となっています。
- (3) 実施機関別の別の公開請求処理件数は、町長事務部局14件、教育委員会1件、農業委員会1件、議会1件となっています。

表1 情報公開請求の処理状況内訳

公開請求件数	公開	一部公開	非公開	不存在による請求拒否	取下げ	不服申立て
12	4	4	2	7	0	0

※1つの請求書で複数の文書請求あり、かつ、処分内容が複数に及ぶものが12件中3件あります。

### II 個人情報保護制度の運用状況

- (1) 自己情報に関する開示請求は10件で、処理状況内訳は表2のとおりです。

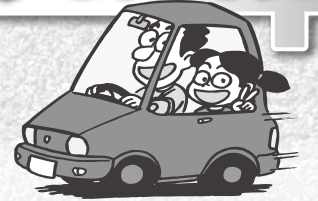
表2 自己情報(開示・訂正・削除・中止)の処理状況内訳

開示請求件数	開示	一部開示	不開示	不存在による請求拒否	取り下げ	訂正請求	削除請求	中止請求	不服申立て
10	4	4	0	1	1	0	0	0	0

- (2) 個人情報の目的外利用の届出は4件、外部提供は43件となっています。

【お問い合わせ】 総務部 総務課 行政係 ☎ 945-5011

## 高速道路を安全・快適に利用するために



### 出発前に積荷をチェック!

- ・脚立、角材等の建築資材や家庭用品等多種多様の落下物が多く、交通事故原因の一つとなっています。
- 積荷は、運転者の責任でシートをかけ、ロープでしっかり固定しましょう。

### 出発前に車をチェック!

- ・タイヤ破損やエンジントラブルが原因の事故が多発しています。故障の大半が基本的な点検で防げます。燃料、タイヤ、オイルなどの点検を忘れずに!

### 命を守るシートベルト!

- ・高速道路では、後部座席を含め全席シートベルト着用が義務となっています。
- ・シートベルトは、衝突時にハンドルやフロントガラスに胸や頭をぶつける二次衝突や車外に投げ出される危険性を一定の範囲で防止する効果があります。

### 逆走は命にかかわる危険行為!

- ・逆走してしまったときは、安全な場所に停車、ハザードランプを点灯して避難し、110番通報!
- ・逆走車を見かけたら、110番や#9910で通報してください。

【お問い合わせ】 西日本高速道路株式会社 ☎ 876-8950

## 【不発弾等探査の要望者募集】

沖縄県では不発弾等の早期処理に取り組んでいます。不発弾等探査を要望する方で以下の条件をクリアしている土地に関して募集します。

### 【対象箇所条件】

- ①・②の条件を満たしているものが対象となります。
  - ① 探査予定面積が100㎡を超える
  - ② 地主及び小作人が不発弾等探査・発掘工事に同意(同意書に記入)している
- ・原則として沖縄県のスケジュール案で探査・発掘が可能な箇所が対象となります。
- ・「提出要綱」で探査に該当するかを必ずご確認ください。
- ・予算の範囲内で探査・発掘作業を実施するため、要望しても探査実施できないことがあります。

### 【探査・発掘ができない箇所】

将来公共工事等が予定されている箇所、地すべりが予想される箇所、急傾斜地(がけ)等の探査難渋箇所、付近に住居等(構造物)が存在し探査実施に影響がある箇所など。

※詳しくは「提出要綱」をご確認ください。

### 【提出物】

1. 不発弾磁気探査依頼書
2. 磁気探査同意書

### 【提出期限】

平成29年8月31日(木)

※提出要綱及び提出物(不発弾磁気探査依頼書、磁気探査同意書)については、町のホームページ(トップページ→新着情報)をご覧ください。または生活環境安全課までお問い合わせください。

【提出先・お問い合わせ】 総務部 生活環境安全課 生活安全係 ☎ 945-5018

